

## 6. 一般社団法人日本歯科医療管理学会監事選出規則

(目的)

第1条 本規則は定款第21条第1項及び一般社団法人日本歯科医療管理学会選挙規則に基づき、本会の監事選出について必要な事項を規定する。

(監事の資格)

第2条 監事は原則として代議員歴5年以上の正会員とする。

(監事候補者)

第3条 監事候補者は理事長候補者及び理事候補者を除く正会員の中から選出する。

2. 次期監事候補者の定数は2名とする。

(監事の選出方法)

第4条 前条第2項に示す次期監事候補者は、定款第24条第2項に規定する監事の任期終了年度の前年度末までに正会員から選出する。

2. 次期監事候補者を選出するため、本会に理事及び代議員で構成する選考委員会を設置する。

3. 選考委員会の委員は5名以内とし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。なお、選考委員会には互選により委員長をおく。

4. 選考委員会は、次期監事候補者2名を決定し、理事長に推薦する。

5. 理事長は、選考委員会から推薦された次期監事候補者を次期総会に諮り、次期監事を選任する。

(欠員の補充)

第5条 監事に欠員が生じた場合は、新たな監事候補者を選出し、総会で選任する。

2. 前項で選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(本規則の改廃)

第6条 本規則は、理事会及び総会の決議を経なければ改正又は廃止することはできない。

(附 則)

1. 本規則は、平成30年7月20日に制定し、平成30年5月1日に遡って施行する。

2. 本規則は、令和3年7月16日一部改正する。

3. 本規則は、令和6年7月12日一部改正する。